

【市民共創課】

R7.4.1時点

- (1) 阪南市自治基本条例（平成21年阪南市条例第21号）の推進に関する  
こと。
- (2) 公聴に関すること。
- (3) 市民の声、陳情、要望等に関すること。
- (4) 地域づくりの推進及び自治会との連絡に関すること。
- (5) 参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- (6) 市民活動の推進、NPO、ボランティア等に関すること。
- (7) 住民センターに関すること。
- (8) 地域まちづくり組織の設置及び運営に関すること。